

障害者施設の歯科保健に係る効果的な質問票と指導用マニュアルの検討

北多摩南部保健医療圏

実施年度	開始 平成 2 7 年度 終了 平成 2 9 年度
背景	「歯科口腔保健の推進に関する法律」第 12 条第 1 項の規定に基づき定められる「基本的事項」の目標が平成 24 年に発出され、口腔の健康の保持・増進、歯科口腔保健に関する健康格差の縮小を目途に、取組が行われているところである。この中で、定期的な歯科健診、歯科医療を受けることが困難な者における目標として、障害(児)者入所施設での定期的な歯科健診実施率の増加が掲げられており、健診後のかかりつけ歯科医受診等の継続的管理を受ける者の割合増加に結実することを含め、各自治体が対策を講じている。しかし、通所施設での具体的な目標については特段セットされておらず、また歯科保健状況に係る基礎データも不足しているのが現状で、地域全体で支える体制構築を含め、別途の対応を要するものとされる。 一方、日本歯科医師会等により、標準的な成人歯科健診プログラム・保健指導マニュアルが策定され、従来の口腔診査を主とした疾病発見型の健診から、自記式による質問票に回答することに重点を置き、受診者に必要な事項を類型化する支援型歯科健診へ転換することが提唱されている。障害(児)者における口腔内診査を用いた歯科健診の実施が困難な場合、上記の質問票等のツールを用いてスクリーニングを行い、治療や保健指導等につなげることは非常に効果的である。 そこで、今般、障害者施設利用者に対して、施設・家庭等での歯科保健に係る健康づくりに向けた各地域で支える体制の構築を目的として、基礎的データ収集・解析を踏まえ、利用者の問題点を容易に抽出し、専門的サービスへスムーズに移行する状況を実現するツールを検討することとした。さらに指導用マニュアル等の作成を行うことにより、施設全体の口腔保健に係る支援につなげることを企図した。
目 標	1. 施設利用者の口腔内状況及び問診票との関連考察 2. 有効な質問票の検討及び作成 3. 施設利用者に対する歯科保健指導に係るマニュアルの検討及び作成
事業内容	管内市における障害者通所施設利用者の歯科健診を実施している管轄部署にデータ提供を依頼し、現時点における利用者全体の口腔内状況及び質問票回答状況に係る傾向を確認し、相関関係等を調査する。結果を踏まえ、かつ他の質問票(標準的な成人歯科健診質問紙票)等を参照して、活用可能となる質問票作成について検討を行い、妥当性の検証及び健診後のフォローアップ方法、歯科保健指導マニュアル作成等の模索を行う。また、本票等の活用について施設に対し周知を図る。
評価	【1 年目】下記のとおり概ね計画どおり執行し、通所施設利用者の口腔保健に係る状況把握及び質問票原案を作成した。 ・ 通所施設利用者の健診結果を活用し、口腔内状況及び問診票との関連を統計学的に解析し、関連事項の精査 ・ 解析結果を踏まえ、検討会において質問票原案を検討 【2 年目】1 年目に作成した質問票原案の妥当性について検証を行い、並行して、障害者施設における歯科保健対策等を把握した。 【3 年目】マニュアル作成検討会を開催して、マニュアルや健康教育媒体を作成し、圏域の障害者福祉施設に配布した。また、3 年間協働して事業を展開してきた狛江市内の施設に感謝状を渡した。
問い合わせ先	多摩府中保健所 企画調整課 保健医療担当 電 話 0 4 2 - 3 6 2 - 2 3 3 4 ファクシミリ 0 4 2 - 3 6 0 - 2 1 4 4 E-mail S0000348@section.metro.tokyo.jp

1 事業背景

東京都保健所では、施設に対する支援を中心に、障害児(者)歯科保健事業を行っている。

障害児(者)歯科保健について、学齢期においては、学校保健安全法第10条に基づき、地域におけるかかりつけ歯科医の定着及び連携を図り、卒業後は歯科口腔保健の推進に関する法律第9条に基づき、施設等での定期的な健診後、かかりつけ歯科医におけるフォローアップを受けることとなる。

そして、歯科口腔保健の推進に関する法律第12条の第1項の規定に基づき定められる基本的事項の目標において、障害(児)者入所施設での定期的な歯科健診実施率の増加が掲げられているものの、通所施設での具体的目標については明示がなされていないのが現状である。

このような現状を背景に、保健所による圏域における支援の一つとして、障害者福祉施設において、活用可能な歯科健診の代替策等の検討を行った。

2 事業展開

今回、先進的に障害者の歯科健康管理に取り組んでいる狛江市歯科医師会、狛江市と協働して事業を展開した。狛江市では、平成8年度より市内の通所障害者施設の利用者を対象に歯科健診を開始し、経年的にデータを保存している。施設は7施設で利用者は130名である。

平成27～29年度の3年間、狛江市歯科医師会・狛江市主管部署（高齢障がい課、健康推進課）・狛江市社会福祉協議会・障害者通所施設の代表、学識経験者、保健所で「障害者施設支援連絡会」や「マニュアル作成検討会」を構成し、利用者の課題を抽出して専門的サービスにつなげるツールや健康教育媒体を検討した。

3 質問票の作成

日本歯科医師会が策定した「標準的な成人歯科健診プログラム・保健指導マニュアル」（以下、標準マニュアル）における質問票を参考に、保護者や施設職員が利用者の歯科保健状況を把握しやすい歯科健診質問票を作成した。標準マニュアルは、歯科健診を口腔診査主体から保健行動の課題を解決に向けて受診者を支援するタイプに転換することを提言したものである。

標準マニュアルの質問票の項目に施設利用者に特有な質問（うがいの可否、服用している薬）を追加し、さらに、記入者の特性を勘案し、文言の平易化及びルビ追加して歯科健診質問票（暫定版）を作成した。

歯科健診質問票（暫定版）を27年度の歯科健診で試用し、28年度に口腔内状況と質問票の回答の関連を調査するとともに、過去のデータとの関連を検証した。その結果、歯科健診質問票（暫定版）の有効性を確認し、29年度確定版とした。

4 29年度事業内容

（1）連絡会及び検討会の実施

27年度より開催している「障害者施設支援連絡会」と、今年度新たに設置した「マニュアル作成検討会」を開催した。開催場所については、狛江市に協力を依頼した。

マニュアル作成検討会では歯科健診質問票（確定版）をベースに、質問票の使用方法や健康教育媒体（以下、健康教育シート）を検討した。市の歯科衛生士、障害者福祉施設や社会福祉協議会の職員、歯科医師会や学識経験者の歯科医師から日頃困っていること、使いやすいシートの大きさについて具体的な意見が次々と出された。シートに関連して、検討会のメンバーにイラストを含めて具体的な案を提案してもらったところ、様々な案が寄せられた。

障害者施設支援連絡会

回	開催日	場所	出席人数
第1回	平成29年6月8日(木曜日)	狛江市あいとぴあセンター	10人
第2回	平成30年3月8日(木曜日)	狛江市防災センター	11人

マニュアル作成検討会

回	開催日	場所	出席人数
第1回	平成29年6月8日(木曜日)	狛江市あいとぴあセンター	10人
第2回	平成29年9月21日(木曜日)	狛江市あいとぴあセンター	11人
第3回	平成29年11月2日(木曜日)	狛江市あいとぴあセンター	7人



(障害者施設支援連絡会)



(マニュアル作成検討会)

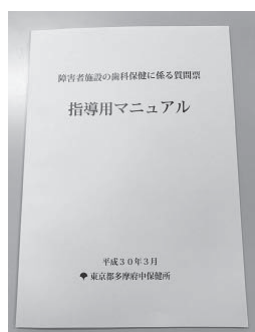
(2) マニュアル「障害者施設の歯科保健に係る質問票指導用マニュアル」の作成

現場で利用者に健康教育を実践している職員から挙げてもらった健康課題は、甘味の過剰摂取、食事の早食い、入れ歯の清掃、関係者が連携した健康づくりと多岐に渡った。

検討の結果、①「むし歯になりやすい食べ物・飲み物」②「よくかんで食べていますか？」③「ちゃんとみがいていますか？」④「健康な歯ぐきと歯周病の歯ぐき」⑤「入れ歯をきれいにしていますか？」⑥「歯と歯の間もきれいにしましょう！」⑦「たばこは歯や歯ぐきによくありません」⑧「歯のためにいいこと」の8枚の健康教育シートを作成することになった。作成にあたっては、利用者が理解しやすいものにするため、文字をできるだけ少なくし、イラストを単純化しようと試みた。イラストは、マニュアル作成検討会のメンバーで、発想豊かな障害者施設職員がオリジナルのものを描いた。

マニュアルは圏域6市の障害者福祉施設、関係機関、市関係部署に郵送した。

狛江市については、障害者施設職員や市歯科衛生士の希望により、各健康教育シート(A3版、A4版)の裏面にシートの内容・施設利用者への説明例文を印刷しパウチ作成して配布した。



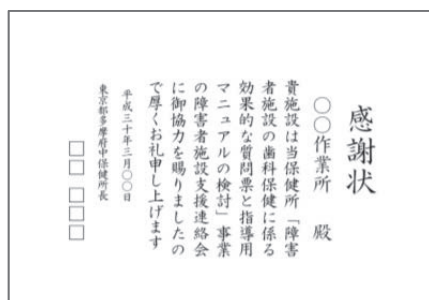
(マニュアル)



(健康教育シート)

(3) 協力施設への感謝状作成

この事業に協働してきた障害者福祉施設に、マニュアルやパウチした 8 枚の健康教育シートとともに、3 年間の謝意を表し、また、今後の歯科保健活動に期待をこめて、各施設に訪問して感謝状を手渡した。



(感謝状)

5 今後の予定

30 年度以降の予定としては、「障害者施設の歯科保健に係る質問票指導用マニュアル」を教材にして、障害者歯科保健対策を啓発していく。

また、「障害者施設の歯科保健に係る質問票指導用マニュアル」を保健所のホームページに掲載して広く周知し、歯と口の健康づくりの推進を図る。

(健康教育シート例)



<説明例>

よく噛んで食べると唾液（つば）がたくさん出て、食事がおいしくなり、それによって食事に満足感があり食べ過ぎを防ぐことができます。また、唾液の効果でむし歯や歯周病になりにくくなります。一口 30 回噛んで食べるとよいと言われています。いつもの食事のためしてください。



<説明例>

自分の歯を守るためには、ていねいな歯みがきなど自分自身の努力と周囲の人たちの力が必要です。

日頃から家族や施設のスタッフに相談して、また、かかりつけの歯科医院で 1 年に 1 回は痛みがなくてもみてもらいましょう。